

第3回 帯広市健康生活支援審議会 議事録

日 時：平成26年12月26日（金）19：00～

場 所：市役所本庁舎10階 第6会議室

（社会課長）

本日はお忙しいところ「帯広市健康生活支援審議会」にご出席いただきましてありがとうございます。

審議会開催にあたりまして、中島保健福祉部長より挨拶を申し上げます。

（保健福祉部長）

みなさんこんばんは。保健福祉部長の中島でございます。

本日の健康生活支援審議会、年の瀬の大変お忙しい中ご出席を下さいまして、心よりお礼を申し上げます。

本来ですと、米沢則寿帯広市長が参りまして、皆様方にお礼を含めたご挨拶を申し上げるべきところではございますが、本日歳末警戒が行われております、消防団の各詰所を慰問で訪問しております、こちらに来ることが叶いませんので、私からご挨拶を申し述べさせていただきたいと思っております。

改めまして、皆様には日ごろより帯広市政に対しまして多大なるご理解・ご協力を賜っております事に心よりお礼を申し上げます。

本審議会は8月に皆様方に辞令を交付した際に市長からも申し述べております様に、保健・医療・福祉・子育て支援に関する総合的な調査・審議を行う附属機関と致しまして設置をされているものでございまして、保健福祉及び児童福祉の各種計画に関わる評価など数多くの重要な案件についてご審議をいただいております。

日頃の皆様のご協力に対しまして、深くお礼を申し上げます。

今年度につきましては、先の審議会及び部会でそれぞれご協議いただいたところでございますが、「第二期帯広市地域福祉計画」「第四期帯広市障害福祉計画」「第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、さらには「帯広市子ども・子育て支援事業計画」、これら4つの策定の年にあたってございまして、審議会の回数が例年より多くなっております。

そうした中にご出席をいただいております事に心からお礼を申し上げますとともに、本日につきましてはまず、この審議会で「第二期帯広市地域福祉計画」の原案についてご説明いただく他、その他につきましては部会で他の計画などのご審議をいただくこととなります。

これらの計画につきましては、本日のご審議を経て帯広市議会の厚生委員会にご説明を行い、パブリックコメントを通じて市民の皆様方の意見を募集した後、2月には成案として報告して参りたいと考えております。「地域福祉計画」は地域の絆などを大切にしながら、地域福祉推進の基本理念や基本目標、基本的姿勢を明らかにするものでございまして、市民と関係団体・行政の連携による地域の支え合いによって市民の皆様方が住み慣れたこの地域の中で安心した・自立した生活を送る事が出来るよう、社会の構築を目指していくものでございます。

市民生活を支える上でも大変重要な役割を持っております計画でございます事から、皆様方の多

くのご意見・ご提言を頂戴した上で所定の作業を進めて参りたいと考えている所でございます。

会議の始まり、冒頭に申し上げるのもおかしな内容かも知れませんが、この1年間皆様方には大変お世話になりました。

明年も大変お世話になる機会も多いかもしれませんが、引き続き、健康生活支援審議会、そして帯広市の保健福祉行政、子育て行政にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

1 開会

(社会課長)

それではただいまより、平成26年度第3回帯広市健康生活支援審議会を開会致します。

審議会委員23名中20名出席により成立

配付資料一覧

資料1 平成26年度第2回帯広市健康生活支援審議会の議事録

資料2 第二期帯広市地域福祉計画(原案)

2 会議

(1) 平成26年度 第2回帯広市健康生活支援審議会議事録の確認

(社会課長)

それでは早速会議に入らせていただきますが、以後の進行につきましては稲葉会長にお願い致します。会長、よろしくお願い致します。

(会長)

はい。それではお手元の会議の次第どおりに会議を進めさせていただきます。

初めに議題1番目の議事録の確認について、でございますが、お手元の資料1の前回の審議会の議事録を確認いただけたらと思います。

この議事録はこの場でご確認いただいた後、公開される予定になっております。

これに関しまして、何かご意見・ご質問があればお願いします。

【質疑応答 なし】

(会長)

よろしいですか。

では、ご承認いただいたということで、そのようにして公開させていただきます。

(2) 第二期帯広市地域福祉計画（原案）について

(会長)

次に議題2の「第二期帯広市地域福祉計画」(原案)について、でございます。それでは事務局の方から説明お願い致します。

(社会課長)

それでは表紙にイラストのない「第二期帯広市地域福祉計画」(原案)についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、開いて1ページをご覧下さい。第二期地域福祉計画は第1章から第5章までの章立てとなっております。

1ページ目の「第1章 計画の策定にあたって」についてです。「1 計画策定の背景及び趣旨」について記載をしております。今も部長の挨拶にございましたように1番下の「計画策定の趣旨」でございますが、行政・市民・地域などが一体となって地域福祉の理念を共有しながら協力して取り組み、ともに支えあう社会を作るために地域福祉の分野を中心とした施策と方向性を明らかにするものでございます。具体的な数値目標などは持たないものでございます。

次に2ページは「2 計画の基本的事項」について記載をしております。計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5年間でございます。次に「3 計画の位置付け」でございますが、高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・健康づくり、こういった各分野の地域福祉に関する施策を横断的に展開する計画でございます。

3ページをお開きください。そういった位置づけを図に示してございます。

4ページは各分野計画の期間の長さを図で表したものでございます。

次に5ページをお開き下さい。「4 計画の策定体制と意見の反映」でございますが、健康生活支援審議会でも意見をお聞きするとともに、市民意見交換会などを実施してございます。パブリックコメントは平成27年1月9日から2月9日までの実施を予定してございます。

次は6ページ、「第2章 帯広市の保健・福祉・医療・子育ての状況」でございます。「1 第一期の帯広市地域福祉計画の進捗状況」について記載をしております。

主な施策ごとに4つの段階で評価をしております。「順調に進んでいる」がA、「ある程度進んでいる」がB、A B C Dで平成22年度から25年度までの進捗状況の評価しております。

8ページから11ページまでは年度ごとの表を載せてございます。12ページをご覧下さい。それを取りまとめた棒グラフでございます。

22年度1番左の棒グラフでは、「順調に進んでいる」が10項目、「あまり進んでいない」が4項目でございましたが、25年度には「順調に進んでいる」が4項目増えて14項目、「あまり進んでいない」が0となっております。

13ページからは帯広市の保健・福祉・医療・子育ての状況について、平成21年から平成25年までの状況をグラフで載せてございます。まず(1)として、人口と世帯数・年齢別構成などの状況をグラフで表してございます。

15ページからは子どもと家庭を取り巻く環境をグラフで記載してございます。

16ページ下段には障害のある人を取り巻く状況のグラフを載せてございます。

17ページは高齢者を取り巻く状況、高齢化率、単身者世帯の推移などを載せてございます。

平成25年度は高齢者数、単身の世帯数などの高齢化率は25年度24.9%というようなところを載せてございます。

18ページは健康の状況というようなことで各種の健康診査の受診数やがん検診の受診率などを載せてございます。

20ページは医療の状況でございます。夜間急病センターの利用者数の推移などのグラフを載せてございます。

21ページは町内会活動の状況、22ページはボランティア・NPOの状況のグラフを載せてございます。

24ページでございます。「第3章 計画の基本的な考え方」を載せてございます。1番、計画の基本理念でございます、中段の「市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援」これを基本理念として定めて参りたいと考えてございます。計画の目標でございますが、この基本理念の実現のために計画の基本目標、これを枠で囲ってございます。「子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中でともに支えあい、安心して生き生きと暮らすことが出来るまちづくり」これを基本目標として定めて参りたいという風に考えてございます。

次に25ページでございますが、基本目標を実現するために次の4つの基本的視点を持って策定をして参りたいと考えてございます。1つ目がすべての市民が安心して暮らしやすい地域を作るために、2つ目が地域の活動を積極的に進めるために、3つ目が安心して利用できる福祉サービスを実現するために、4つ目総合的な健康づくりを推進するために、この4つの基本的視点を持って策定して参ります。

26ページ、「第4章 施策の展開」でございます。施策の体系を表に表わしたものでございます。今申し述べました、基本目標を置きまして、4つの基本的視点とそれを実行に移す10の施策の基本方向、それと1番右側に29項目ございますが、主な施策を持って展開して参りたいと考えてございます。この中に太字で表示してございますものが、第二期計画では重点項目として取り組んで参りたいと考えております。最初は上の括弧で書いてございます「①災害時要援護者支援」でございます。2つ目が中ほどの「②ボランティアの養成」、3つ目が「③権利擁護事業（成年後見制度）の充実」、この3つを重点項目として取り組んで参りたいという風に考えてございます。

それと施策の基本方向「4 地域の福祉活動の推進」の中の「③社会参加の促進」でございます。第一期計画では「交流機会の促進」ということで、あとで説明させていただきますが、項目を「社会参加の促進」に変更してございます。それと基本方向の「7 適切な福祉サービス利用の促進」の中の「②施設サービスの充実」これを新たに追加させていただいてございます。このような施策の体系で取り組んで参りたいと考えてございます。

次の27ページから個別の説明をして参ります。枠で囲ってございます施策の基本方向、1から10までございますが、1から10ごとに「現状と課題」「施策の目標」「主な施策」こういった順立てで記載してございます。基本方向「1 ノーマライゼーションの定着」でございますが、主な施策は「①心のバリアフリーの促進」ということについて記載してございます。

次に28ページの施策の基本方向「2 ユニバーサルデザインのまちづくり」については主な施策は2つでございます。「①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進」「②都市基盤の整備」について記載してございます。

次に29ページ、施策の基本方向「3 防災、防犯活動の推進」でございます。主な施策は1つでございます。「①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進」ということでございます。この中の

災害時要援護者への支援というのが重点項目にさせていただいている部分でございます。

次に30ページでございます。施策の基本方向「4 地域の福祉活動の推進」でございます。主な施策は5つございます。「①地域で支える仕組みの充実」「②地域活動の促進」「③社会参加の促進」、これは先ほど申しましたように、第一期計画の「交流機会の促進」から「社会参加の促進」に変更をさせていただいております。文面にありますように、社会参加と就労の場の確保など記載してございます事から、意味を広く採りまして、「社会参加の促進」という風にさせていただいております。「④コミュニティ活動の推進」「⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進」と記載をさせていただいております。

次に施策の基本方向「5 地域福祉を担う人材育成の促進」でございます。主な施策は2つでございます。「①地域の人材の育成」「②ボランティアの養成」について記載してございます。ボランティアの養成については重点項目として取り組み、関係機関とボランティアとのネットワーク作りなどについて進めて参りたいと考えてございます。

次に施策の基本方向「6 相談しあう支援体制の充実」でございます。

33ページをお開きください。主な施策は3つでございます。「①総合的な相談体制の確保」「②地域における相談体制の充実」「③権利保護事業（成年後見制度）の充実」について記載してございます。この3番目の「権利保護事業（成年後見制度）の充実」が重点項目でございます。高齢化社会を見据えて、成年後見制度の充実を図って参りたいという風に考えてございます。

次に施策の基本方向「7 適切な福祉サービス事業の促進」でございます。主な施策は次の34ページに4つございます。「①住宅サービスの充実」「②施設サービスの充実」これは新たに追加した項目でございます。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の7つの大きな柱の中の1つとして、施設サービスの充実が位置づけられておりますことから、これを第二期計画では追加してございます。「③保育サービスの充実」「④障害福祉サービスの提供体制の充実」を記載してございます。

次のページ、施策の基本方向「8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立」でございます。主な施策は4つございます。「①サービス提供団体間の連携の推進」「②地域生活移行の推進」「③療育施策の充実」「④子育て支援の総合的連携の推進」について、記載してございます。

次に施策の基本方向「9 健康づくりの推進」でございます。主な施策は3つでございます。「①健康づくり活動の推進」「②健康づくりの意識の普及」「③介護予防の推進」ということで記載をさせていただいております。

次に施策の基本方向「10 医療との連携」でございます。主な施策は4つでございます。「①地域医療体制の充実」「②救急医療体制の充実」「③予防、早期発見の取り組みの促進」、次のページ「④医療機関の機能分担と連携」について、記載をさせていただいております。

以上10の施策の基本方向と29の主な施策で第二期帯広市地域福祉計画として取り組んで参りたいと考えてございます。

39ページ「第5章 計画の推進体制」として、市民・関係団体・関係機関・行政の役割について、記載してございます。

40ページは「2 計画の進捗管理」について、記載をしています。

以後41ページからは資料編となっております。

今後、明年1月8日の厚生委員会に報告したのち、1月9日から2月9日までパブリックコメントにかける予定でございます。説明は以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何かご意見・ご質問があればお受け致しますのでよろしくお願い致します。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

ただいまご説明いただきました中で、施策の基本方向「7 適切な福祉サービス利用の促進」の34ページに主な施策が①からありますが、在宅サービスの充実ということで、先ほど説明いただいたとおり、高齢者が住み慣れた地域や在宅での生活を継続していくため、ボランティア・NPO・民間事業者等のということで色々書かれているところではございますが、福祉サービスの利用の促進であって、在宅サービスの充実という中では、ここに社会福祉法人等も入ってきて良いのかなどの印象を持ったものですから、なくても出来るものなのかどうか、でもこれまでの関わりを見ると、何かしらの形で社会福祉法人も含まれてくるのかなど印象を持ったものですから、意見として述べさせていただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。なにかありますか。

(社会課長)

そうですね。はい、検討致します。

稲葉会長：

いかがでしょう。はい、どうぞ。

(委員)

認識の違いかも知れませんが、施策の基本方法「6 相談・支援体制の充実」の中に「権利擁護事業の充実」とありますが、精神科の医療の中で権利擁護という表題を与えられたときには、患者さんの権利を守ること、居住権とか就労の権利とか人としての尊重とかそういったことを示す。認知症の方たちの権利を擁護する意味ということについて、成年後見と権利擁護は離れているという印象を持つ。ということは、「成年後見制度の充実」という風にして明記するほうがむしろ分かりやすいのではないかと。社会参加の方に対して権利擁護というのは使用されることなので、体系の中で、地域の福祉活動の推進の中の「3 社会参加の促進」これが権利擁護の促進ということになります、言葉の定義ですけれども。権利擁護イコール成年後見ということではないので、権利擁護の充実というよりは「成年後見制度の充実」とするほうが妥当だと思います。

(会長)

はい、事務局お願いします。

(社会課長)

ご意見いただきました。その方が私どももわかりやすいと思いますので、そのようにさせていた

だきます。ありがとうございます。

(会長)

よろしいですか。

あといかがでしょうか。意見が無ければ、この議題を終了させていただきますけれども、よろしいですか。

以上をもちまして、この計画、パブリックコメント実施後の最終案をこの会で審議することになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(3) その他

(会長)

続きまして、その他についての議題と致します。特に無いようですが、これまでの議題を含めまして何かご意見・ご質問があればお願ひ致します。意見がなければ、この議題を終了致します。何か事務局からありましたらよろしくお願ひ致します。

(事務局) なし

はい。それでは次の専門部会もありますので、本日の審議会は閉会させていただきます。なお、事務局で連絡事項がありますのでよろしくお願ひします。

(社会課長)

それでは2点ほど連絡を致します。

まず、次回の会議につきましては、パブリックコメント終了後の来年2月12日木曜日の開催を予定しております。改めて近くなりましたらご案内をお送り致しますので、よろしくお願ひ致します。

この後、専門部会を開催致します。

健康づくり支援部会・高齢者支援部会 合同部会 第6会議室

児童育成部会 第5会議室A

障害者支援部会 第5会議室B

地域医療推進部会 開催なし

連絡事項は以上でございます。

(会長)

はい。ありがとうございます。それでは本日の会議はこれで終了致します。どうも皆さんご苦勞様でした。